

☆東証公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter

https://twitter.com/tse_pr

=====

【本日の目次】

1. 新着情報

◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況
- ◆週間市況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

5. コラム

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。

=====

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

◆ 最近の開示検査に基づく勧告について ◆

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、開示検査の結果に基づいて、平成 28 年 9 月 30 日に以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

- ・ H28. 9. 30 株式会社メディビックグループによる有価証券報告書等の虚偽記載

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160930-1.htm)

1 事案の特色

本件は、売上が低迷し、継続的に業績不振に陥っていた上場会社が、上場廃止を免れるためなどの理由により、架空の売上を計上するなどの不適正な会計処理を行い、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したものです。

このように、上場廃止基準に該当する、又は該当するおそれのある上場会社が上場廃止を回避するために行った有価証券報告書等の虚偽記載は、その虚偽記載に係る金額如何にかかわらず、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、本件の株式会社メディビックグループ（東京証券取引所マザーズ上場（注））（以下「メディビックグループ」といいます。）による虚偽記載のある有価証券報告書等の提出について、課徴金納付命令の勧告を行ったものです。

（注）メディビックグループは、平成 28 年 10 月 6 日に上場廃止になりました。

2 事案の概要

(1) 概要

メディビックグループは、継続的な業績不振により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提について重要な疑義を生じさせるような状況にある中で、その前提に関する重要な不確実性が認められる場合に義務付けられている有価証券報告書の連結財務諸表等への注記（「継続企業の前提に関する注記」）を回避するため、メディビックグループの連結子会社（以下「A社」といいます。）と他社（以下「B社」といいます。）の間で、特殊な細胞の自動培養装置に関する開発権（当該開発で得た技術・ノウハウの総体で、以下「開発権」といいます。）の譲渡契約が成立したように装うことで、平成 26 年 12 月期決算において開発権の架空売上を計上しました【A】。

また、メディビックグループは、売上高が東京証券取引所マザーズの上場廃

止基準（最近1年間に終了する事業年度において売上高が1億円未満となった場合）に抵触し、上場廃止となることを回避するため、A社が他社（以下「D社」といいます。）に販売した特殊な細胞の培養過程で産出されるもの（以下「培養上清」といいます。）について、その販売代金の回収が困難となったにもかかわらず、その販売代金が回収できたように装うことで、平成27年12月期決算において培養上清の架空売上を計上しました【B】。

本件は、メディックグループが、これらの不適正な会計処理等により、

(a) 重要な事項について虚偽記載のある2件の有価証券報告書及び4件の四半期報告書を関東財務局長に提出したこと

(b) 重要な事項について虚偽記載のある1件の有価証券届出書を関東財務局長に提出し、当該有価証券届出書に基づく株券及び新株予約権証券の募集により当該株券及び新株予約権証券を取得させたこと

について、金融商品取引法に基づき、課徴金を納付することを命ずる旨の決定を行うことを内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行ったものです。

対象となる開示書類は以下のとおりであり、これらに係る金融商品取引法に基づいて算定される課徴金の額は1億1,333万円です。

(a)の有価証券報告書及び四半期報告書

- ・平成26年12月期有価証券報告書（平成27年3月30日提出）
- ・平成27年3月第1四半期四半期報告書（平成27年5月14日提出）
- ・平成27年6月第2四半期四半期報告書（平成27年8月13日提出）
- ・平成27年9月第3四半期四半期報告書（平成27年11月12日提出）
- ・平成27年12月期有価証券報告書（平成28年3月30日提出）
- ・平成28年3月第1四半期四半期報告書（平成28年5月16日提出）

(b)の有価証券届出書

- ・株券及び新株予約権証券の募集に係る有価証券届出書（平成27年2月12日提出）

(2) 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、

(a)【(1)のA】B社取締役会において承認されることを条件に調印されたA社・B社間の開発権の譲渡契約書に基づく契約がB社取締役会において承認されなかったため、A社・B社間の開発権の譲渡契約は成立しませんが、メディックグループは、B社が開発権の買主の地位を他社（以下「C社」といいます。）に譲渡する契約をA社・B社・C社間において締結することによって、当初のA社・B社間の開発権の譲渡契約が成立しているかのように装い、平成26年12月期決算において開発権の売上を計上し、また、

(b) 【(1)のB】 A社が培養上清をD社に販売したものの、D社からの販売代金の回収が困難となったことから、メディックグループは、D社に培養上清の転売を了承させた上で、D社に知らせないまま培養上清を他社（以下「E社」といいます。）に転売することとし、E社からD社名義で代金の振込みを受けたことをもって、D社が培養上清をE社に転売して得た資金を当該代金に充て、A社は当該代金を回収することができたように装い、平成27年12月期決算において培養上清の売上を計上した

というものです。

(a)・(b)により、メディックグループの平成26年12月期及び平成27年12月期に係る連結財務諸表において売上が過大に計上されました。また、(a)の売上を取り消すことによって、当社の子会社（A社ほか）に係るのれんの減損処理等も必要となりました。

(3) 不適正な会計処理が発生した原因等

これらの不適正な会計処理が発生した直接的な原因としては、メディックグループ及びその連結子会社の事業が、再生医療分野の研究・開発が中心であり、研究等の実用化や収益化には一定の時間を要する状況にある中、当社の上場廃止を回避するため、また、継続的な業績不振による有価証券報告書等の連結財務諸表等への「継続企業の前提に関する注記」の記載を回避するため、業績の維持・向上に対する強いインセンティブが働いていたことが考えられます。

そして、その直接的な原因の背景としては、開発権及び培養上清の一連の取引について、いずれも取引開始から1か月以内に取引の継続が困難となるという重大な事情が生じていたにもかかわらず、それぞれの売上取消しを回避するため、代表取締役社長を含む一部の業務執行取締役等の独断により、メディックグループの取締役会等や監査人に対して、重要な契約関係、取引関係等を隠蔽し続けるなど、コンプライアンス意識が著しく欠如していたと考えられます。加えて、(a)開発権に係る取引については、取締役会において、取引を行う旨の一応の報告はなされたが、大規模な取引であったにもかかわらず、慎重な検討がなされた形跡はなく、(b)培養上清に係る取引についても、取締役会において、取引の見込みが報告された際に、上場維持のために重要な取引であったにもかかわらず、監査役から口頭ベースで返品の可能性等に係る検討の有無が確認されたのみであったことなどから、メディックグループの取締役会及び監査役会の機能が十分でなかったために、一部の業務執行取締役等の独断専行を許すこととなったものと考えられます。

証券監視委としては、開示検査等を通じ、企業による適正な情報開示等を実

現することにより、投資者保護が図られるよう、今後とも、適切に対応してまいります。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>